

## 販売従事登録消除申請書

事 項	1. 一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとしなくなったとき 2. 登録販売者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき
根拠法令	法 律 第 3 6 条 の 8 施行規則 第 1 5 9 条 の 1 0 施行細則 第 6 条
提出部数	1. 申請者の住所が県内の場合 2部（1部薬事管理課、1部保健福祉事務所（長野市保健所又は松本市保健所）） 2. 申請者の住所が県外の場合 1部（薬事管理課）
添付書類	販売従事登録証の原本（紛失したときは、紛失理由書）
そ の 他	1. 登録販売者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失踪の届け出義務者が30日以内に申請すること。

## 販売従事登録消除申請書

登録販売者の氏名	
登録番号及び登録年月日	
消除の理由及び年月日	
備 考	

上記により、販売従事登録の消除を申請します。

年 月 日

申請者住所 〒

申請者<sup>ふりがな</sup>氏名

長野県知事

殿